平成２２年（フ）第１１５４号
北九州市門司区奥田４丁目３番１―404号
債務者　伸英建設こと　安藤　伸幸
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１３１４号
北九州市小倉南区企救丘６丁目２番50号
債務者　末永智恵美こと　末永智恵美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２１８号
北九州市小倉北区大手町16番37―1306号
債務者　東　あゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第３１５号
北九州市八幡東区荒手２丁目４―35沼口ひとみ方
債務者　遠藤　真悠
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第３２２号
北九州市小倉南区北方３丁目２番２号
債務者　田中　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４５２号
北九州市小倉南区徳力新町１丁目14―10　リベーラ徳力201号淵上和晃方
債務者　原　　善隆
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５０８号
北九州市小倉北区須賀町２番８―302号
債務者　三苫　憲之
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５０９号
北九州市小倉北区須賀町２番８―302号
債務者　三苫三和子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５１３号
北九州市小倉北区下到津５丁目９番10―201号
債務者　藤野留理子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５３７号
北九州市八幡東区祇園１丁目６番１―1007号
債務者　城　　良子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５３９号
北九州市小倉南区長行東２丁目５番18号
債務者　吉原　　司
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５４０号
北九州市小倉南区長行東２丁目５番18号
債務者　吉原　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５５９号
北九州市八幡西区東折尾町３番25―1003号
債務者　渡辺　達也
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第１７号
長崎県対馬市厳原町久田道1461番地
債務者　吉村ユキ子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係
平成２３年（フ）第２４号
大分県国東市国東町田深774番地６
債務者　薬師寺麻美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係
平成２３年（フ）第２８８号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第３地割35番地195
債務者　熊谷　敦子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２３年（フ）第７０号
石川県能美市寺井町り48番地１　市営寺井住宅・３―４号
債務者　北村　和美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２３年（フ）第７９号
石川県加賀市下河崎町カ33番地２、従前の住所石川県加賀市美谷が丘157番地
債務者　藤堂　智穂
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
金沢地方裁判所小松支部